

扶桑町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 35,089	千円 11,779,669	千円 312,452	千円 2,358,269	% 20.0	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

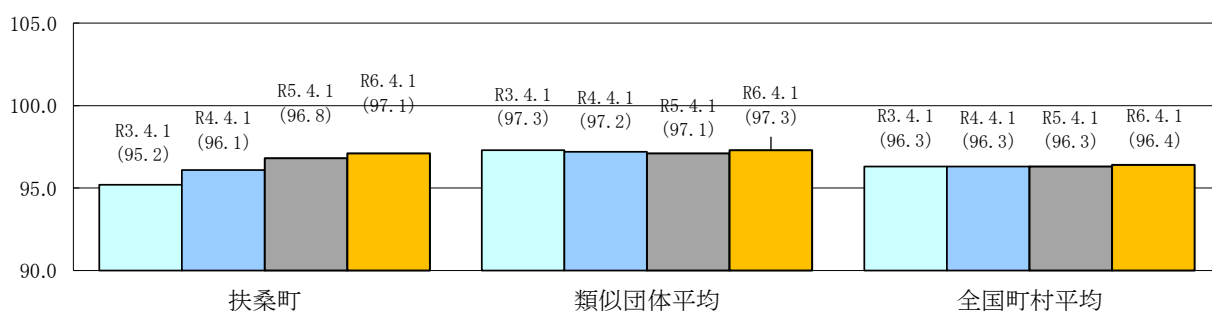
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 236	千円 759,237	千円 138,790	千円 308,638	千円 1,206,665	千円 5,113	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

採用年齢の引き上げに伴い中途採用職員が増えたため。また、管理職に昇給する年齢が若くなってきており結果としてラスパイレス指数が上昇している。職員構成上当面現状と同様に推移していくものとする。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、扶桑町においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		平成 27年度 4月1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
扶桑町の 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
扶桑町	40.1歳	298,406円	387,197円	337,960円
愛知県	41.5歳	324,046円	430,566円	377,192円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.3歳	306,955円	371,835円	340,734円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の類似 職 種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
扶桑町	歳 45.5	人 10	円 228,590	円 269,914	円 265,843	—	歳 —	円 —	—
うち学校給食	40.8	5	244,220	267,026	265,245	飲食物調理従事者	42.6	287,700	
うちその他	50.2	5	258,680	272,803	266,440	—	—	—	—
愛知県	52.3	160	302,882	367,255	340,299	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	51.6	6	294,467	327,123	313,418	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
扶桑町	— 円	— 円	—
うち学校給食	4,358,432	3,797,800	1.14
うちその他	4,427,484	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		扶 桑 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	207,300円	196,200 円
	高 校 卒	166,600円	175,000円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	163,300円	－
	中 学 卒	155,300円	150,600円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

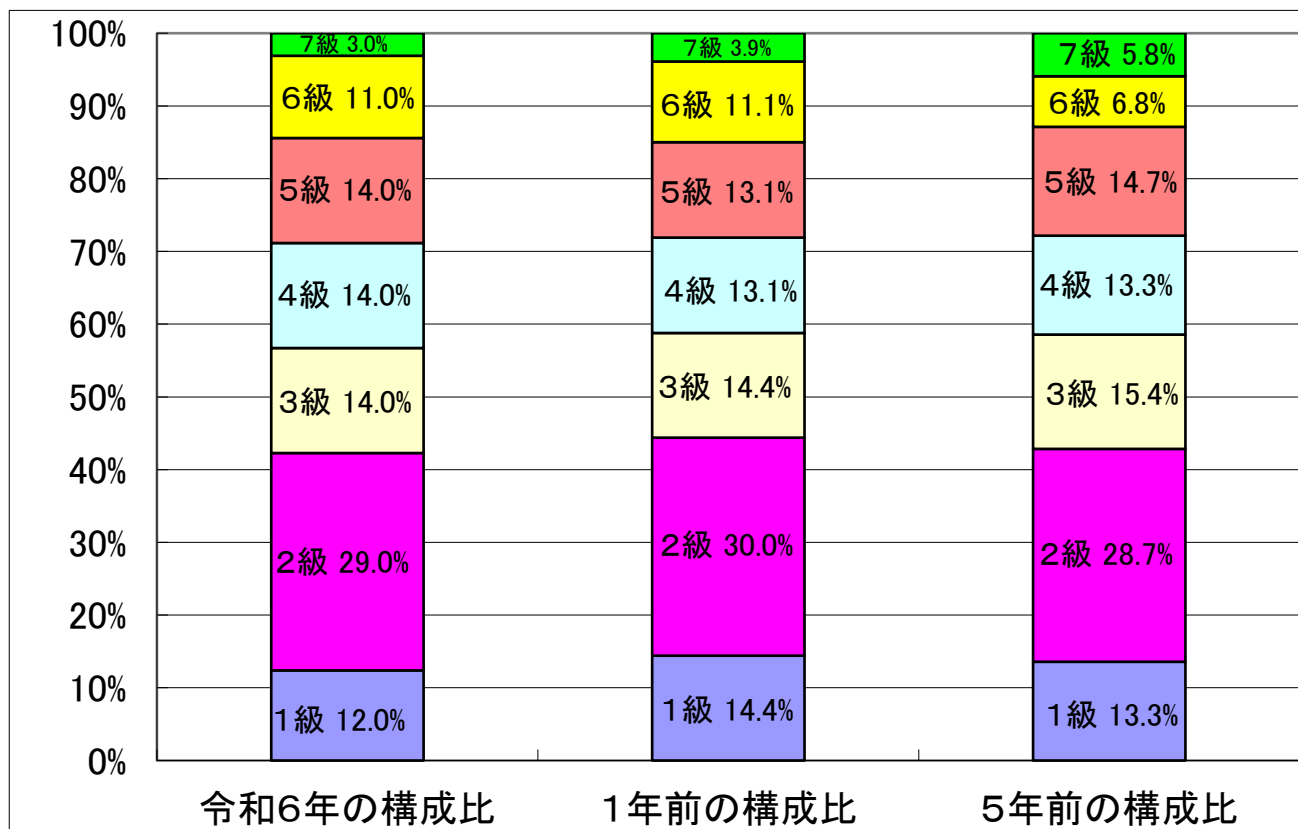
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,640 円	－ 円	358,800 円	388,025 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

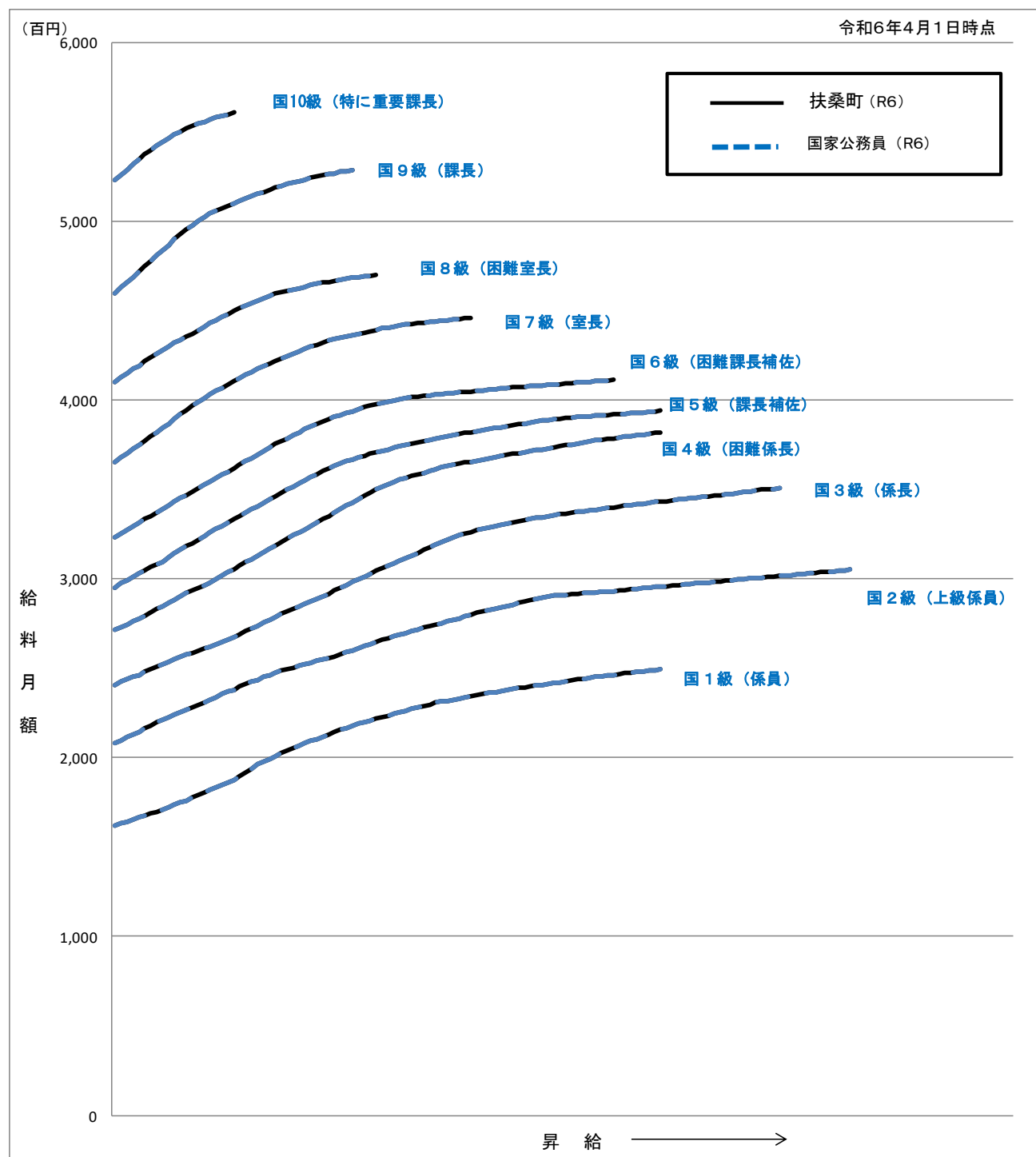
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補、技師補 主事、技師	20 人	12 %	162,100円	249,400円
2 級	主事、技師	45 人	29 %	208,000円	305,200円
3 級	主査	22 人	14 %	240,900円	351,000円
4 級	統括主査	22 人	14 %	271,600円	382,000円
5 級	主幹	22 人	14 %	295,400円	394,000円
6 級	課長	17 人	11 %	323,100円	411,300円
7 級	部長	6 人	3 %	366,500円	446,200円

- (注) 1 扶桑町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（扶桑町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

扶 桑 町	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,285千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,784千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 加算なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%～20% ・管理職加算 4%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（扶桑町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

扶 桑 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（増加率2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（増加率2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
6,428千円			21,037千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）			25,613千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			100,839円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
扶桑町	3%	247人	3%
愛知県	8.5%	2人	-
犬山市	6%	1人	6%
江南市	6%	2人	6%
大口町	3%	1人	3%
名古屋市	15%	1人	15%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			437千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			24,278円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			7.1%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	町税の賦課、徴収事務	330千円	月額2,500円以内
防疫作業手当	一般行政職	感染症予防等に対する処理作業	—	月額2,000円以内
用地交渉等手当	一般行政職	土地取得のための交渉業務	11千円	月額650円
災害応急作業等手当	一般行政職	災害に対する巡回、応急作業	41千円	月額550円 巡回監視のみ350円
行旅死亡者処理手当	一般行政職	行旅死亡者処理業務	—	月額2,000円以内
死亡犬、猫等処理手当	一般行政職	死亡犬、猫等処理業務	3千円	月額500円以内
道路補修作業等手当	技能労務職	道路補修業務	52千円	月額200円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	45,226千円
職員１人当たり平均支給額（５年度決算）	225千円
支給実績（４年度決算）	64,489千円
職員１人当たり平均支給額（４年度決算）	315千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶 養 手 当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同		千円 18,105	円 254,997
住 居 手 当	借家・借間住居者 最高 28,000 円	同		千円 15,626	円 279,036
通 勤 手 当	交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000 円 自動車等使用者 距離に応じて 最高 31,600 円	同		千円 9,740	円 59,390
管理職手当	部長 職 62,000円 課長 職 54,000円 主幹 職 31,700円	異	支給区分 支給額	千円 27,920	円 517,044

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	880,000 円	(ー 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 市 区 町 村 長	703,000 円		920,000 円／	592,000 円		
報 酬	議 長	387,000 円	(ー 円)	499,000 円／	252,000 円		
	副 議 長	306,000 円	(ー 円)	430,000 円／	202,000 円		
	議 員	281,000 円	(ー 円)	400,000 円／	174,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5 年度支給割合)					
	副 市 区 町 村 長	3.40 月分					
退 職 手 当	議 長	(5 年度支給割合)					
	副 議 長	3.40 月分					
備 考	議 員						
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 区 町 村 長	88.0万円×在職月数×0.392	16,558,080円	任期毎			
備 考		70.3万円×在職月数×0.235	7,929,840円	任期毎			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

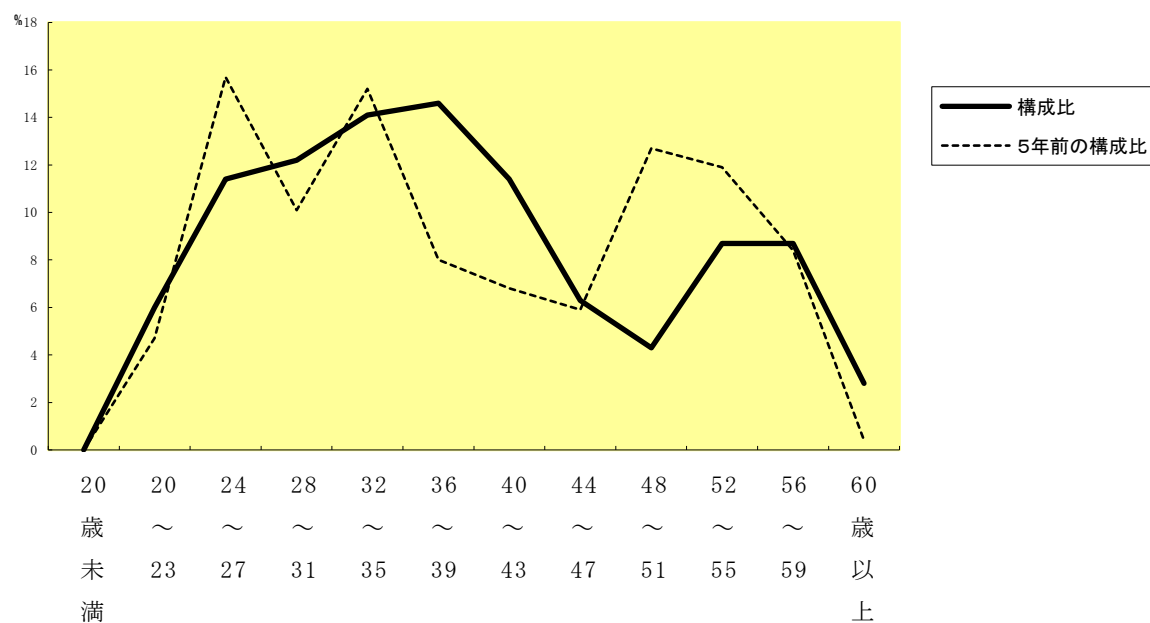
（令和5年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	△ 2	
		総 務	60	58		
		税 務	11	11		
		農 林 水 産	2	2		
		商 工	1	1	2	
		土 木	18	18		
民 生		92	94			
衛 生		21	23	2		
計		208	210	2	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 59.84人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 53.56人）	
教育部門		28	28			
小 計		236	238	2	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 67.82人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 67.22人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水		7	7		
	そ の 他		9	9		
	小 計		16	16		
合 計			252	254	2	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 72.38人
			[256]	[256]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	29人	31人	36人	37人	29人	16人	11人	22人	22人	7人	254人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	188	192	193	206	208	210	22(11.7%)
教育	31	32	30	29	28	28	△3(△9.7%)
普通会計計	219	224	223	235	236	238	19(8.6%)
公営企業等会計計	17	15	15	16	16	16	△1(5.9%)
総合計	236	239	238	251	252	254	18(13.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。